



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

企業ポイントの交換に伴い提携法人から受領した金員 ～ 消費税法に規定する「対価」に該当せず・高裁で逆転 ～

消費税法2条1項8号は、資産の譲渡等について「対価を得て行われる資産の譲渡・・・」と規定しています。今回は、その対価該当性について、地裁と高裁で判断の分かれた事例をご紹介します。

(令和3年9月29日大阪高裁・原判決取消し・確定・TAINSコード:Z888-2392)

(令和元年12月13日大阪地裁・棄却・控訴・TAINSコード:Z269-13358・justax No.338参照)

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

控訴人A社は、ICカードを発行し、その会員に対し、鉄道等の旅客運賃等を決済するサービスや、商品購入代金等の決済手段としてICカードを利用した場合に企業ポイント「G」を付与するサービスを提供するほか、GポイントとA社の提携法人が付与する企業ポイント（提携ポイント）とを交換するなどのサービスを提供していました。A社は、提携ポイントをGポイントに交換した後に提携法人がA社に対して支払った金員（本件金員）を消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額に算入した上で、確定申告をし、その後、本件金員が課税資産の譲渡等の対価の額に算入されないなどとして、更正の請求をしたところ、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けました。

本件はその通知処分の一部の取消しを求めた事案であり、具体的には、本件金員が消費税法2条1項8号に規定する「対価」に該当するか否かを争点とする事案です。

<大阪高裁の判断>

大阪高裁は、次のように判示して、原判決を取り消し、控訴人A社の請求を全部認容しました。

1 「対価」の意義

消費税の性格及び課税の仕組みからすれば、消費税法は、特別の規定がない限り無償取引を消費税の課税対象から除外することとしているものと解される。そして、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（資産の譲渡等）の機会に当事者間において金銭の授受がされた場合においても、当該金銭の授受が当該資産の譲渡等の反対給付としての性質を有さず、取引それ自体が無償取引に該当するものと認められるときは、法令に特別の規定がない限り、当該金銭の授受は資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象とはならないものと解するのが相当である。

2 本件金員の「対価」該当性

提携法人のA社に対する本件金員の支払は、ポイント交換に係る提携ポイントを発行した者としてその利用に係る経済的負担を負うべき立場にある提携法人が、本件ポイント還元を行うA社のために、その原資を提供する行為にほかならず、本件金員は、A社が提携契約に基づいて双方会員に付与したGポイントにつき本件ポイント還元を行うための原資としての性格を有するものというべきである。

以上によれば、提携契約に基づく提携法人とA社との間のポイント交換は無償取引というべきであり、本件金員がA社が提携法人に対して行う役務の提供、すなわち、Gポイントへの交換の意思表示をするなどした双方会員に対してA社の企業ポイントプログラムの対象に組み込むことを目的としてGポイントを付与するという役務の提供の反対給付としての性質を有するとみるのは困難というべきであるから、本件金員は消費税法2条1項8号にいう「対価」に該当せず、これを消費税の課税標準とすることはできない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 啓子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判33頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記までご一報ください。